

# 入札公告

下記のとおり一般競争を行います。

## 記

### 1. 調達する役務の名称等

- (1) 件名 勤労者財産形成促進制度の普及促進に係るバナー広告等配信業務
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 入札説明書及び仕様書による

### 2. 入札参加者の資格

(1) 次に該当しない者であること。

- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

ウ 独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力対応規程第2条に規定する反社会的勢力に該当する者

エ 一般競争(指名競争)参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(2) 平成30年2月22日現在において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」で「A」・「B」・「C」・「D」いずれかの等級の認定を受けている者であること。

なお、全省庁統一資格を有しない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争(指名競争)参加資格(役務の提供等)で「A」・「B」・「C」・「D」いずれかの等級の認定を受けている者であること。

(3) 仕様書等の交付を受けたものであること。

### 3. 入札説明会

実施しない。

### 4. 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札書の提出場所等及び問い合わせ先

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号ニッセイ池袋ビル20階

独立行政法人勤労者退職金共済機構勤労者財産形成事業本部 管理課調度係

TEL : 03-6731-2932 FAX : 03-3980-3365

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成30年2月14日(水)まで4の(1)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から12時まで及び13時から16時までの間に交付する。

なお、電子メールにて入札説明書等の交付を希望する場合は、以下まで依頼すること。

Email : zai-keiri@taisyyokukin.jp (すべて半角)

※電子メール送信後、4の(1)に記した場所に電話し、受信を確認すること。

①電子メールの件名「「勤労者財産形成促進制度の普及促進に係るバナー広告等配信業務」に係る入札説明書の交付依頼」とすること。

②電子メール本文に、会社名、全省庁統一資格の登録番号(業者コード。申請中の場合は記載不要)、担当者名、電話番号及びFAX番号を記入すること。

(3) 入札書の提出期限 平成30年2月20日(火) 16時

(4) 開札の日時及び場所

日時:平成30年2月22日(木) 14時00分

場所:独立行政法人勤労者退職金共済機構9階 A会議室

#### 5. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

#### 6. 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

#### 7. 開札

(1) 開札は、開札場所において、入札参加者を立会わせて行う。

(2) 入札参加者は前項の開札に立会わなければならない。

(3) 入札参加者が開札に立会わないときは、該当入札事務に関係ない当機構職員を立会わせる。

#### 8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札。

(2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの。

(3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの、又はその後発のもの。

(4) 他の入札参加者の代理人を兼ねた者の入札又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札。

(5) 入札書の金額を訂正し、又は改ざんしたもの。

(6) 一定の金額で価格を表示していないもの。

(7) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの。

(8) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの。

#### 9. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 10. 再度入札

(1) 開札をした場合において、各入札参加者の入札価格が予定価格の範囲内にはないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

(3) 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、該当入札が第10項の規定により無効とされなかった者に限る。

#### 11. 落札者

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 12. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

平成30年2月7日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

財形勘定 契約担当役

理事 三 富 則 江